

第49回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2021年5月27日（木曜日）
午前10時（開場午前9時）



開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル30階NSスカイ
カンファレンス ホールA・B
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)



株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより事前に議決権行使いただき、極力ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、株主総会会場において、感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会ご出席株主の皆さまへのお土産はご用意いたしておりません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	17
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告書	42

セントラル警備保障株式会社

証券コード：9740

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号新宿NSビル
セントラル警備保障 株式会社
代表取締役社長 澤 本 尚 志

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2ページから3ページのご案内に従って2021年5月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月27日（木曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル30階NSスカイカンファレンス ホールA・B
（前回と会場が異なります。末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第49期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより、事前に議決権行使していただき、極力ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
株主総会ご出席株主の皆さまへのお土産はご用意いたしておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際はお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.we-are-csp.co.jp>）に掲載しますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

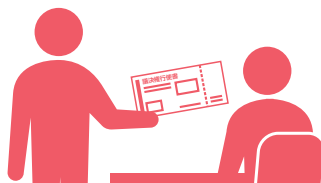
①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別計算書類

従って、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人、監査役及び監査役会が監査をした対象の一部です。また株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合も同様に掲載致します。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へご出席



株主総会開催日時

2021年5月27日（木曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

書面による議決権行使



行使期限

2021年5月26日（水曜日）
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について ☎️® **0120-652-031** (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️® **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

電磁的方法（インターネット）による議決権行使



行使期限

2021年5月26日（水曜日）
午後5時行使分まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。



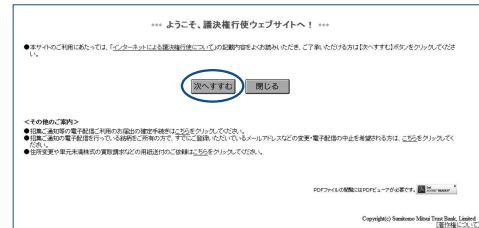
バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード※」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

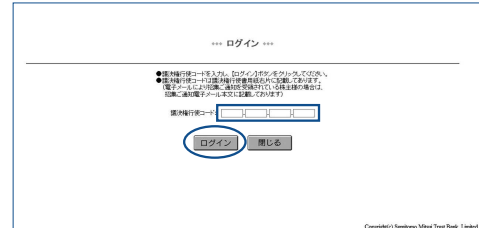
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って
ご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、剰余金処分につきましては、経営基盤のより一層の強化と今後の事業展開のために必要な内部留保を確保しながら、株主の皆様業績に応じた利益還元を図るため、配当性向を考慮しつつ、安定した配当を継続的に行うことを利益配分に関する基本方針としております。

この方針に基づき、当期は業績が比較的好調であることに加えて、当社の創業55周年を記念した1株5円の記念配当をすることとし、当期末の配当は1株につき25円といたしました。これにより、当期の年間配当は45円になります。

1

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額 365,609,500円

2

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年5月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

なお、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を新たに増員いたしたく、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	再任	かまだ しんいちろう 鎌田 伸一郎	取締役会長	14回／14回 (100%)
2	再任	さわもと たかし 澤本 尚志	代表取締役執行役員社長	14回／14回 (100%)
3	再任	こくぼ まさあき 小久保 正明	取締役専務執行役員 営業本部長	14回／14回 (100%)
4	再任	ほりば ひろふみ 堀場 敬史	取締役常務執行役員 人事総務本部長	14回／14回 (100%)
5	再任	かんの しゅういち 菅野 秀一	取締役常務執行役員 管理本部長	14回／14回 (100%)
6	新任	さかもと みきこ 阪本 未来子	—	—
7	再任	すずき がく 鈴木 学	社外 独立役員 取締役	14回／14回 (100%)
8	再任	ひやまた けお 檜山 竹生	社外 独立役員 取締役	14回／14回 (100%)
9	新任	からつ まみ 唐津 真美	社外 独立役員 —	—



■ 所有する当社の株式数
37,200株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年 6月	東日本旅客鉄道株式会社常務取締役、事業創造本部副本部長	2012年 5月	当社代表取締役執行役員社長
2011年 5月	当社取締役	2013年 3月	代表取締役執行役員社長、事業戦略推進本部本部長
2011年 5月	取締役専務執行役員、経営計画担当兼新事業担当	2018年 5月	取締役会長 現在に至る
2011年 6月	東日本旅客鉄道株式会社常務取締役 退任		

■ 当社における地位及び担当

取締役会長

■ 重要な兼職の状況

関西シーエスピー株式会社取締役
りらいあコミュニケーションズ株式会社社外監査役
森尾電機株式会社社外取締役
一般社団法人東京都警備業協会会長
一般社団法人全国警備業協会副会長

■ 取締役候補者とした理由

2012年に代表取締役社長に就任して以来、当社経営の舵取りを担って、2012年と2017年に其々スタートした中期経営計画を完遂させ、業績向上に尽力してまいりました。また2019年の会長就任後は当社の経営課題に対処するだけでなく、その知見を活かして東京都及び全国の警備業協会においても業界全体の発展に尽くしてまいりました。これらにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



■ 所有する当社の株式数
600株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	日本国有鉄道入社	2015年 6月	J R東日本ビルテック株式会社 代表取締役社長
1987年 4月	東日本旅客鉄道株式会社入社	2017年 5月	当社非常勤取締役
2004年 4月	同社鉄道事業本部設備部担当部長	2017年 6月	J R東日本ビルテック株式会社 代表取締役社長 退任
2007年 7月	同社鉄道事業本部電気ネットワーク部長	2017年 6月	当社取締役執行役員副社長
2008年 6月	同社執行役員鉄道事業本部電気ネットワーク部長	2018年 5月	代表取締役執行役員社長 現在に至る
2012年 6月	同社常務取締役鉄道事業本部副本部長、総合企画本部技術企画部長		

当社における地位及び担当

代表取締役執行役員社長

取締役候補者とした理由

2018年に代表取締役社長に就任して、現中期経営計画「クリエイティブ2023」を立案し、完遂すべく尽力してまいりました。その技術マネジメント等の職務経験や知見を活かし、技術サービス企業として持続的成長を実現するため、経営トップとしてリーダーシップを発揮し指揮を執っております。これらにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



■ 所有する当社の株式数
2,000株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月	住友商事株式会社入社	2018年 5月	取締役専務執行役員、営業本部長兼沖縄営業担当、事業戦略推進本部副本部長
1995年 7月	同社建設不動産部本部海外不動産事業部長付		
2010年 6月	住商アーバン開発株式会社代表取締役社長	2018年 9月	取締役専務執行役員、営業本部長兼沖縄営業担当 現在に至る
2016年 4月	当社入社、執行役員、営業本部長付部長		
2017年 5月	取締役常務執行役員、営業本部長、事業戦略推進本部副本部長		

■ 当社における地位及び担当

取締役専務執行役員、営業本部長兼沖縄営業担当

■ 重要な兼職の状況

株式会社CSPパーキングサポート取締役
株式会社CSPほっとサービス代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

住友商事株式会社での豊富な経験と知見を有しており、また住商アーバン開発株式会社の代表取締役社長として培われた企業経営経験及び識見を有しております。さらに営業本部長として、沖縄事業部の立ち上げやM&Aを行うなど、高度な執行経験も有しております。これらにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



■ 所有する当社の株式数
2,712株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2018年 5月	取締役常務執行役員、管理本部 副本部長兼総務部長兼法務審査 部長兼監査部担当兼CS進担当 兼経営企画部広報宣伝・IR室長
1996年 9月	浜松支社長	2018年 9月	取締役常務執行役員、管理本部 副本部長兼業務改革室副室長兼 総務部長兼法務審査部長兼監査 部担当兼CS進担当兼経営企画 部広報宣伝・IR室長
2005年 3月	横浜支社長		
2007年 9月	警備品質部長	2019年 5月	取締役常務執行役員、人事総務 本部長兼総務部長兼法務審査部 長就任 現在に至る
2009年 2月	新安全警備保障株式会社出向、 同社取締役就任		
2012年 4月	当社警務統括部長兼警送部長		
2012年 5月	執行役員就任、警務統括部長兼 警送部長		
2016年 5月	取締役執行役員、総務部長		

当社における地位及び担当

取締役常務執行役員、人事総務本部長兼総務部長兼法務審査部長

重要な兼職の状況

特別警備保障株式会社取締役

取締役候補者とした理由

複数の支社長やグループ子会社役員を歴任し、警備業務にとどまらない経験と知見を有しております。また人事総務本部長として当社業務全般に精通するとともに、高度な執行経験も有しております。これらにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



■ 所有する当社の株式数
900株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	三井物産株式会社入社	2018年 5月	取締役常務執行役員、管理本部長兼業務改革室長兼情報システム部長兼CIO兼M&A担当、事業戦略推進本部副本部長
2001年 5月	香港三井物産有限公司 電子産 業部ジェネラルマネージャー	2018年 9月	取締役常務執行役員、管理本部長兼業務改革室室長兼情報システム部長兼CIO兼M&A担当
2005年 10月	三井物産株式会社コンシューマ ーサービス事業本部次長	2019年 5月	取締役常務執行役員、管理本部長兼経営企画部長兼業務改革室長就任 現在に致る
2012年 3月	同社インターネット事業部次長		
2014年 8月	当社出向、営業本部長付部長		
2015年 9月	理事、営業本部副本部長兼営業 第一部長		
2016年 4月	当社入社、執行役員		
2017年 4月	執行役員営業本部副本部長兼営 業第一部長兼営業第四部長、事 業戦略推進本部本部長付部長		

■ 当社における地位及び担当

取締役常務執行役員、管理本部長兼経営企画部長兼業務改革室長

■ 重要な兼職の状況

株式会社HOP E 取締役
長野県パトロール株式会社取締役
株式会社レオン取締役
シーティディーネットワークス株式会社取締役
株式会社グラスフィアジャパン取締役

■ 取締役候補者とした理由

三井物産株式会社での豊富な経験と知見を有しており、また、ネットワーク事業や画像関連事業に精通しております。また管理本部長や業務改革室長として経営全般及びグループ関連事業に関する資質、見識及び高度な執行経験を有しております。これらにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



■ 所有する当社の株式数
0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月	東日本旅客鉄道株式会社入社	2017年 6月	同社執行役員鉄道事業本部営業部長
1997年 2月	同社東京地域本社上野駅助役	2019年 6月	同社常務執行役員鉄道事業本部営業部担当、観光担当、オリンピック・パラリンピック担当就任 現在に至る
2001年 2月	同社東京支社渋谷駅副駅長		
2004年 3月	同社大宮支社営業部サービス課長		
2009年 6月	同社鉄道事業本部お客さまサービス部次長		
2010年 11月	同社大宮支社営業部長		
2012年 6月	同社鉄道事業本部サービス品質改革部長		
2015年 6月	同社執行役員大宮支社長		

■ 重要な兼職の状況

東日本旅客鉄道株式会社 常務執行役員鉄道事業本部営業部担当、観光担当、オリンピック・パラリンピック担当

■ 取締役候補者とした理由

東日本旅客鉄道株式会社の鉄道事業本部サービス品質改革部長や営業部長を歴任し、鉄道事業全般に関する豊富な経験、知見及び高度な執行経験を有しております。これらにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

7

すず
き
がく
鈴 木 學

(1947年5月12日生)

再 任 社 外 独立役員



■ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月	株式会社日立製作所入社	2009年 10月	同社執行役常務、社会・産業インフラシステム社社長
1986年 2月	同社営業本部国鉄部部長代理	2011年 4月	同社技監
1992年 2月	同社営業本部交通部長	2013年 4月	同社交通システム社技監
1997年 8月	同社営業企画本部企画部長	2016年 3月	同社退社
2000年 5月	同社電機システム統括営業本部交通営業本部長	2016年 4月	株式会社ヤシマキザイ特別顧問就任
2003年 4月	同社電力・電機グループ交通システム事業部長	2016年 5月	当社社外取締役就任 現在に至る
2005年 8月	同社執行役常務就任、電機グループ長&CEO兼交通システム事業部長		

当社における地位及び担当

社外取締役

重要な兼職の状況

株式会社ヤシマキザイ特別顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

株式会社日立製作所において、長年にわたり社会・産業インフラシステムの開発・営業を通じて企業組織運営に携われており、企業活動に関する豊富な知見を有しています。取締役会においては当社経営陣とは独立した立場から、専門的な意見を多く頂戴しており、今後も当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

8

ひ
やま たけ お
檜 山 竹 生

(1958年3月6日生)

再 任 社 外 独立役員



■ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 7月	設計会社HCS代表就任	1986年 7月	株式会社エイビット設立、代表取締役社長就任
1978年 4月	ロジックシステムズインターナショナル株式会社入社	2016年 5月	当社社外取締役就任 現在に至る
1985年 6月	同社退社		

当社における地位及び担当

社外取締役

重要な兼職の状況

株式会社エイビット代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

株式会社エイビットの社長として、長年にわたり会社を牽引してきた豊富な企業経営経験と幅広い見識を有しております。取締役会においては当社経営陣とは独立した立場から、多くの意見を頂戴しており、今後も当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。



■ 所有する当社の株式数
0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月	東京永和法律事務所 入所	2011年 1月	東京簡易裁判所 司法委員就任
1999年 1月	フレッシュフィールドズ法律事務所 入所	2018年 3月	高樹町法律事務所 設立(現)
6月	ハーバード・ロースクール法学修士課程修了(LL.M.)	7月	株式会社ウエディングパーク 社外監査役就任 現在に至る
2005年 1月	骨董通り法律事務所 入所		
2006年 5月	ULSグループ株式会社 社外監査役就任(現)		

重要な兼職の状況

ULSグループ株式会社社外監査役
株式会社ウエディングパーク社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたり弁護士として第一線で活動を続けてこられ、弁護士活動の傍ら数社の企業の社外監査役を務めるとともに、米国ニューヨーク州弁護士としてグローバルな活動をおこなっております。社外監査役以外で会社経営に関与されたことはありませんが、その企業法務に代表される高度かつ幅広い専門知識を有しております。これらにより、当社経営陣とは独立した立場から意見を頂き、かつ当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、社外取締役候補者としたします。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 鈴木學氏、檜山竹生氏及び唐津真美氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役としての独立性について
 (1) 鈴木學氏、檜山竹生氏及び唐津真美氏は、当社の親会社等ではなく、過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
 (2) 鈴木學氏、檜山竹生氏及び唐津真美氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
 (3) 鈴木學氏、檜山竹生氏及び唐津真美氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 (4) 鈴木學氏、檜山竹生氏及び唐津真美氏は、当社の親会社等、当社または当社の特定関係事業者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 (5) 鈴木學氏及び檜山竹生氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 4. 社外取締役との責任限定契約について
 当社は鈴木學氏及び檜山竹生氏との間で責任限定契約を締結しております。また、唐津真美氏が取締役に選任された場合は、同様に締結を予定しております。
 その契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 鈴木學氏、檜山竹生氏及び唐津真美氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。
 6. 鈴木學氏及び檜山竹生氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 7. 会社役員等賠償責任保険について
当社は2007年6月以降、全ての取締役、監査役及び、執行役員を被保険者とする会社役員等賠償責任保険を締結しており、本総会で選任された者についても、同様に締結(更新)を予定しております。
また本契約の締結にあたっては、本年5月27日の取締役会において決議を予定しております。
その契約の概要は次のとおりです。
 - ① 役員等が職務の執行に起因して損害賠償請求された場合、支払限度額の範囲内において、損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。
 - ② 保険料は全額当社が負担をする予定です。

第3号議案 監査役2名選任の件

現監査役田端智明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また現監査役伊藤敦子氏は辞任により退任しますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席回数
1 再任	たばた ともあき 田端 智明	常任監査役	14回／14回 (100%)
2 新任	みわ みえ 三輪 美恵	社外 独立役員	—

候補者番号	1	たばた ともあき 田端 智明	(1957年1月10日生)	再任
-------	---	-------------------	---------------	----



■ 所有する当社の株式数
7,900株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年 4月	警察庁入庁	2016年 5月	取締役常務執行役員
2011年 10月	警察庁警察大学校特別捜査幹部 研修所長		警務本部長兼事業戦略推進本部 副本部長兼警務統括部長兼警送 部長
2012年 8月	警察庁退庁	2017年 12月	取締役常務執行役員
2012年 12月	当社入社 顧問		警務本部長兼事業戦略推進本部 副本部長
2013年 5月	取締役常務執行役員	2018年 5月	常任監査役就任 現在に至る
	警務本部長兼事業戦略推進本部 副本部長兼警務統括部長		

当社における地位

常任監査役

監査役候補者とした理由

当社入社後は取締役警務本部長に就任し、当社業務に関する知見を有しております。これまでの当社常任監査役としての実績も踏まえ、引き続き客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し、引き続き監査役候補者いたしました。



■ 所有する当社の株式数
0株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1989年 4月	東日本旅客鉄道株式会社入社	2015年 6月	同(㈱アトレ出向)
1991年 4月	同社関連事業本部(東京圏駅ビル開発)出向)	2017年 12月	同社執行役員事業創造本部部長 就任 現在に至る
1999年 12月	同社事業創造本部(㈱吉祥寺口 ンロン出向)		
2001年 1月	同(亀戸ステーションビル)出向)		
2012年 6月	同社事業創造本部部長		

重要な兼職の状況

東日本旅客鉄道株式会社 執行役員事業創造本部部長

社外監査役候補者とした理由

東日本旅客鉄道株式会社の事業創造本部部長を歴任し、豊富な業務経験と知見を有しております。客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三輪美恵氏は、社外監査役候補者であります。
3. 三輪美恵氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。
4. 社外監査役との責任限定契約について
三輪美恵氏が監査役に選任された場合は、責任限定契約の締結を予定しております。
その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 会社役員等賠償責任保険について
当社は2007年6月以降、全ての取締役、監査役及び、執行役員を被保険者とする会社役員等賠償責任保険を締結しており、本総会で選任された者についても、同様に締結(更新)を予定しております。
また本契約の締結にあたっては、本年5月27日の取締役会において決議を予定しております。
その契約の概要は次のとおりです。
- ① 役員等が職務の執行に起因して損害賠償請求された場合、支払限度額の範囲内において、損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。
- ② 保険料は全額当社が負担をする予定です。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、昨年4月に緊急事態宣言が発出されるなど、経済活動が停滞し厳しい状況で推移いたしました。その後、大都市を中心とした外出自粛や飲食店への協力要請等もあり、一時的な持ち直しの動きもみられましたが、再度の感染拡大に伴い今年1月には緊急事態宣言が再発出され3月には宣言の解除となるも、経済情勢は引き続き低迷しており、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当警備業界におきましても各種イベントの延期や中止、営業活動の鈍化など、多大な影響が出ました。一方、お客さまに安全・安心を提供する本業界といたしましては、社員の感染による警備サービスの提供停止あるいは規模の縮小は、お客さまに多大な影響を及ぼすため、徹底した感染予防と拡大防止の対応を現在に至るまで継続しており、極めて緊迫した状況に置かれております。

このような状況の中、当社グループは中期経営計画「Creative 2023」に基づき、常駐警備と画像関連サービスを活用した機械警備を融合した新しいビジネスモデルを構築し、マーケットの拡大を図っております。また警備業界を取り巻く環境変化にも柔軟に対応できるよう、引き続き最新の技術をいち早く取り込み、お客さまの期待を超える「技術サービス企業」を目指して、事業を展開してまいりました。

鉄道関連施設を中心として、前年度好調であった大型の臨時警備の反動及び新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響により、常駐警備では前年比で減収となりました。一方、機械警備では駅、車両基地、変電所、線路沿線等の防犯カメラの一部をネットワーク化した「セキュリティセンター」を昨年より本格稼働いたしました。

また当社は、機械警備における指令業務の品質向上とコスト削減を目的として、首都圏近郊の指令センターを統合し、「首都圏指令センター」として昨年10月に開設しました。これにより業務の効率化と合わせて個別の指令センターでかかっていた維持費等のコストの削減を図ってまいります。

当社は、警備員の人員不足対策や警備品質の更なる向上を目指すために、警備ロボットの開発を推進し、東日本旅客鉄道株式会社の高輪ゲートウェイ駅での実証配置を実施いたしました。今後の警備サービスへの本格導入を目指してまいります。

なお東日本旅客鉄道株式会社、東京都交通局、東京地下鉄株式会社との共同事業であります。改札通過通知サービス「まもレール」につきましては、今年の1月12日より「シニア（65歳以上）」と「障害をお持ちの方」まで見守り対象を拡大し、首都圏の496駅にてサービス提供を開始しました。

さらに当社は、約25年間着用してきた警備用の制服を、今年の2月から新しいデザインの制服にリニューアルいたしました。この新制服は、常駐警備、機械警備、運輸警備とそれぞれ個別のデザインであった制服を統一し、各警備事業の更なる融合を目指すとともに、機能性向上を第一に素材とデザインをゼロから見直し、当社グループの提供する警備サービスのブランド力強化を図りました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は674億4千3百万円（前連結会計年度比0.5%減）、利益面につきましては、営業利益は45億8千4百万円（同7.6%増）、経常利益は49億8千6百万円（同7.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は31億2千8百万円（同8.9%増）となりました。

（セキュリティ事業）

常駐警備部門につきましては、前年度好調であった臨時警備の反動により、売上高は343億7千4百万円（前連結会計年度比6.7%減）となりました。

機械警備部門につきましては、画像関連サービスが好調に推移したことから、売上高は210億1千1百万円（前連結会計年度比10.5%増）となりました。

運輸警備部門につきましては、緊急事態宣言下における契約先の休業対応等の影響により、売上高は37億7千7百万円（前連結会計年度比1.5%減）となりました。

工事・機器販売部門につきましては、防犯カメラの設置販売を中心とした画像関連システムなどが堅調に推移し、売上高は65億7千5百万円（前連結会計年度比1.6%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度のセキュリティ事業セグメントの売上高は657億3千8百万円（前連結会計年度比0.6%減）、セグメント利益（営業利益）は41億7千6百万円（同7.9%増）となりました。

（ビル管理・不動産事業）

ビル管理・不動産事業につきましては、清掃業務や電気設備の保安業務等の建物総合管理サービス及び不動産賃貸を中心に事業を行っております。当連結会計年度のビル管理・不動産事業セグメントの売上高は17億4百万円（前連結会計年度比3.2%増）、セグメント利益（営業利益）は4億5百万円（同4.9%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は50億73百万円で、その主なものは次のとおりであります。なお、これらの設備投資には、自己資金及び長期借入金を充当いたしました。

区 分	設 備 内 容	金 額 (千円)
セキュリティ事業	機械警備関係警報装置	3,990,230

(3) 今後の見通し

今後のわが国の経済は、新型コロナウイルスのワクチンの普及が進むにつれて、平常化し緩やかに回復基調に向かうことが期待されますが、再度の感染拡大などもあり、現時点では先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループにおいては、次期連結会計年度は2019年4月11日に発表いたしました中期経営計画「Creative 2023」の3年目を迎えることとなりますが、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、当社グループを取り巻く事業環境が当初想定していたものから大きく変化しております。

こうした情勢のもと、当社グループは中期経営計画を見直し、対象期間を2年間追加した中期経営計画「Creative 2025」（2022年2月期～2026年2月期）と改め、品川地区の大規模な再開発事業への警備サービスの提供を目指すとともに、コロナ禍における環境変化にも柔軟に対応できるよう、引き続き「技術力の強化」「収益力の向上」「基盤の最適化」「グループ連携の強化」の4つの基本戦略にもとづく新たな推進施策に取り組み、持続的な成長と更なる企業価値の向上に努めてまいります。

2022年2月期の当社グループの連結業績は、売上高690億円（前連結会計年度比2.3%増）、営業利益46億7千万円（同1.9%増）、経常利益50億円（同0.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益32億円（同2.3%増）と増収・増益の業績を予想しております。

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進による、既存のビジネスモデルや業界構造を大きく変化させる新たなデジタル化の流れのもと、警備サービスの更なる機能向上及び新たなビジネスモデルへの展開を図ってまいります。

そのような中、新たなビジネスモデルとして当社の駆付け体制を活用したサイバーセキュリティへの展開、コロナ禍における人との接触機会を減らすマンション無人受付「よくらす」の拡販、ドローンを利用した設備点検などの新サービスの検討及び提供に向けた取り組みを推進してまいります。

品川周辺で展開される大規模な再開発事業への警備サービスの提供を目指し、開発・設計段階から最も効率的な警備システムを実現する為のセキュリティコンサルタントにも引き続き力を入れ、本件をモデルケースとし更なる展開を図ってまいります。

現場業務の改善と警備サービスの品質向上を目的として、ウェアラブルカメラの導入や自動指令システムの開発・導入を目指し、更なる業務の効率化及び生産性の向上にも取り組んでまいります。

また、当社は今年の3月に創業55周年を迎えました。今後も当社グループは、安全・安心な社会づくりに向け「社会的課題の解決」と「事業の持続的成長」の両立を目指し、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献してまいります。

新たな中期経営計画「Creative 2025」の推進により経営基盤を確固たるものとし、警備会社として大切な安全・安心と信頼をお客さまにお約束するとともに、「安心と信頼を創造する技術サービス企業」を目指してまいります。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第46期 (2018年2月期)	第47期 (2019年2月期)	第48期 (2020年2月期)	第49期 (当連結会計年度) (2021年2月期)
売上高 (千円)	53,714,187	62,397,478	67,814,081	67,443,224
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,345,834	2,222,916	2,871,614	3,128,208
1株当たり当期純利益 (円)	92.24	152.36	196.82	214.41
総資産 (千円)	50,750,727	50,467,549	57,211,426	61,612,217
純資産 (千円)	24,124,929	24,458,145	27,869,893	31,424,945
1株当たり純資産額 (円)	1,558.32	1,573.10	1,782.76	2,015.55

(注) 2020年2月期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)の適用により表示方法の変更を行ったため、2019年2月期の総資産は当該変更を反映した遡及適用後の数値を記載しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (千円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
CSPビルアンドサービス株式会社	50,000	100.0	建物総合管理及び不動産賃貸
関西シーエスピー株式会社	15,000	100.0	警備請負及び建物総合管理
エスシーエスピー株式会社	40,000	100.0	警備請負
新安全警備保障株式会社	100,000	71.5	警備請負
株式会社HOP E	8,000	51.0	持株会社
長野県パトロール株式会社	10,000	(注) 1	警備請負及び建物総合管理
長野県交通警備株式会社	10,000	(注) 1	警備請負
株式会社レオン	3,000	(注) 1	不動産管理及び福祉機器販売
株式会社特別警備保障	96,000	67.0	警備請負
株式会社CSPパーキングサポート	89,500	67.0	コインパーキングの各種サポート業務
シーティディーネットワークス株式会社	20,000	51.0	通信電気工事
株式会社グラスフィアジャパン	10,000	(注) 2	カメラ輸入販売

(注) 1. 長野県パトロール株式会社、長野県交通警備株式会社及び株式会社レオンの3社は株式会社HOP Eの完全子会社であり、同3社の株式は株式会社HOP Eを通じての間接所有となっております。

2. 株式会社グラスフィアジャパンはシーティディーネットワークス株式会社の完全子会社であり、同社の株式はシーティディーネットワークス株式会社を通じての間接所有となっております。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容 (2021年2月28日現在)

事業区分	主な業務内容
セキュリティ事業	常駐警備業務、機械警備業務、運輸警備業務の各警備サービス並びに防犯、防災機器及び設備の工事・機器販売
ビル管理・不動産事業	清掃、電気設備保安業務等の建物総合管理サービス、不動産賃貸及び保険代理店業務

(7) 主要な営業所 (2021年2月28日現在)

名 称	名 称
当社	本 社：東京都新宿区 事業部：指令統括事業部、中央事業部、東京事業部、東京システム事業部、東京警送事業部、関西事業部、沖縄事業部(計7事業部) 支 社：多摩、横浜、埼玉、千葉、名古屋、三島、札幌、仙台、京都、広島、福岡(計11支社)
CSPビルアンドサービス株式会社	本 社：東京都新宿区
関西シーエスピー株式会社	本 社：大阪府大阪市淀川区
エスシーエスピー株式会社	本 社：東京都渋谷区
新安全警備保障株式会社	本 社：茨城県水戸市
株式会社H O P E	本 社：長野県小諸市
長野県パトロール株式会社	本 社：同上
長野県交通警備株式会社	本 社：同上
株式会社レオン	本 社：同上
株式会社特別警備保障	本 社：神奈川県平塚市
株式会社CSPパーキングサポート	本 社：東京都渋谷区
シーティディーネットワークス株式会社	本 社：東京都中央区
株式会社グラスフィアジャパン	本 社：東京都中央区

(8) 従業員の状況 (2021年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
6,514名	9名増

(注) 従業員数は就業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,886名	68名増	43.3歳	13.9年

(注) 従業員数は就業員数であります。

(9) 主要な借入先の状況 (2021年2月28日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社三井住友銀行	3,713,836
三井住友信託銀行株式会社	1,266,000
株式会社八十二銀行	743,067

(注) 借入額は短期借入金と長期借入金の合計で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

(2021年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,816,692株 (自己株式192,312株を含む)
- (3) 株主数 7,509名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
東日本旅客鉄道株式会社	3,704	25.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	723	4.95
セントラル警備保障社員持株会	498	3.41
セントラルセキュリティリーグ持株会	460	3.15
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	451	3.08
三井物産株式会社	445	3.05
住友商事株式会社	362	2.48
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	329	2.25
株式会社三井住友銀行	310	2.12
株式会社みずほ銀行	303	2.07

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式192,312株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	鎌 田 伸一郎	関西シーエスピー株式会社取締役 りらいあコミュニケーションズ株式会社社外監査役 森尾電機株式会社社外取締役 一般社団法人東京都警備業協会会長 一般社団法人全国警備業協会副会長
代表取締役執行役員社長	澤 本 尚 志	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	小久保 正 明	営業本部長兼沖縄営業担当 株式会社C S Pパーキングサポート取締役 株式会社C S Pほっとサービス代表取締役社長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	小 俣 力 男	警務本部長兼西日本統括担当 エスシーエスピー株式会社取締役 株式会社特別警備保障取締役 新安全警備保障株式会社取締役 警備保障タイムズ株式会社取締役
取 締 役 常 務 執 行 役 員	堀 場 敬 史	人事総務本部長兼総務部長兼法務審査部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	菅 野 秀 一	管理本部長兼経営企画部長兼業務改革室室長 シーティディーネットワークス株式会社取締役 株式会社グラスフィアジャパン取締役 株式会社H O P E 取締役 長野県パトロール株式会社取締役 長野県交通警備株式会社取締役 株式会社レオン取締役
社 外 取 締 役	鈴 木 學	株式会社ヤシマキザイ特別顧問
社 外 取 締 役	檜 山 竹 生	株式会社エイビット代表取締役社長
常 任 監 査 役（常 勤）	田 端 智 明	

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
社 外 監 査 役	後 藤 啓 二	後藤コンプライアンス法律事務所弁護士 株式会社プリンスホテル社外取締役 株式会社西武ホールディングス社外取締役 国立大学法人東京医科歯科大学特命副学長 フクダ電子株式会社社外監査役
社 外 監 査 役	伊 藤 敦 子	東日本旅客鉄道株式会社執行役員総合企画本部経営企画部長
社 外 監 査 役	宮 田 泰 平	

- (注) 1. 取締役鈴木 學氏及び取締役檜山竹生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏につきましては、2016年6月6日付で東京証券取引所に対し、独立役員として届けております。
2. 監査役後藤啓二氏、監査役伊藤敦子氏及び監査役宮田泰平氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役後藤啓二氏につきましては、2012年5月24日付で東京証券取引所に対し、独立役員として届けております。監査役宮田泰平氏につきましては、2020年5月29日付で東京証券取引所に対し、独立役員として届けております。
3. 監査役伊藤敦子氏は、東日本旅客鉄道株式会社の経営企画部担当部長、財務部長を歴任し、財務、会計に関する豊富な知見を有しております。
4. 監査役宮田泰平氏は、2020年5月28日開催の第48回定時株主総会において、新たに監査役に選任され、同日就任いたしました。
5. 2020年5月28日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって、監査役吉村真琴氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役鈴木學氏、取締役檜山竹生氏、監査役後藤啓二氏、監査役伊藤敦子氏及び監査役宮田泰平氏との間で責任限定契約を締結しております。

その契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ① 社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職責の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 取締役及び監査役の報酬総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の額 (千円)
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	8 (2)	211,180 (8,400)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	5 (4)	35,400 (12,600)
合 計	13	246,580

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年5月30日開催の第47回定時株主総会において年額310,000千円以内(うち社外取締役は30,000千円以内)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1999年5月27日開催の第27回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与52,000千円(取締役46,000千円、監査役6,000千円)を含めております。
4. 取締役及び監査役の報酬の決定方針
(注) 1. 及び(注) 2. の報酬限度額の範囲内で、会社の業績、経済情勢等を勘案し、取締役の報酬は、取締役会の決議により決定し、監査役の報酬については、監査役会での各監査役間の協議により決定しております。
5. 報酬等の額には、2020年5月28日付で退任した監査役1名の報酬を含んでおります。
6. 報酬等の額には、2019年7月30日より導入した取締役向け株式交付信託の当事業年度の費用計上額19,980千円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	鈴木 學	株式会社ヤシマキザイ特別顧問	兼職先は当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	檜山 竹生	株式会社エイビット代表取締役社長	兼職先と当社の間には通信費の支払が発生しますが、連結売上高に占める割合は0.02%以下であり、独立性を妨げる恐れはありません。
社外監査役	後藤 啓二	後藤コンプライアンス法律事務所 弁護士 株式会社プリンスホテル 社外取締役 株式会社西武ホールディングス社外取締役 国立大学法人東京医科歯科大学特命副学長 フクダ電子株式会社社外監査役	いずれの兼職先も当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	伊藤 敦子	東日本旅客鉄道株式会社 執行役員総合企画本部経営企画部長	兼職先は当社発行済株式の25%以上を保有する東日本旅客鉄道株式会社の執行役員総合企画本部経営企画部長であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	鈴木 學	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、長年にわたり培った企業経営に関する知識・見地から、適宜発言を行っております。
社外取締役	檜山 竹生	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、長年にわたり培った企業経営に関する知識・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	後藤 啓二	当事業年度に開催された取締役会14回中13回、監査役会13回中12回に出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	伊藤 敦子	当事業年度に開催された取締役会14回中11回、監査役会13回中9回に出席し、長年にわたり培った会計に係る専門的知識から、適宜発言を行っております。
社外監査役	宮田 泰平	当事業年度に開催された取締役会10回中10回、監査役会10回中10回に出席し、長年にわたり培った企業経営に係る専門的知識から、適宜発言を行っております。

なお、社外役員が取締役会及び監査役会を欠席する場合においても、全ての配付資料は事前もしくは事後に当該役員に遺漏なく配付され、必要に応じて議案等に対する意見を伝えることができます。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,468

- (注) 1. 監査役会は、これまでの会計監査人の職務遂行状況に照らし、また会計監査人から今期の監査計画の説明を受け、提出された報酬見積もりの算出根拠が適切であるかどうかを検証した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、収益認識基準の適用に向けた指導・助言等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が監査役会の定めた「会計監査人の再任の可否に係る評価基準」に外れた場合、その他必要があると判断した場合には会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づいて当該議案を株主総会に提出いたします。

また会計監査人が法令解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令の遵守をはじめとした企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけています。

その実現のために、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等のステークホルダーとの良好な関係を築き、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など法律上の機能、制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレートガバナンスを充実させていきたいと考えております。また、株主及び投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めております。

その詳細につきましては、下記の通りです。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規則に基づいて取締役の職務の執行を監督する。
- ② 監査役及び監査役会は、法令及び定款に照らし、監査役会規則、監査役監査基準及び内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に基づいて取締役の職務の執行を監査する。
- ③ 社外取締役と監査役は、非業務執行役員連絡会を構成し、監査役及び監査役会による監査結果を共有する。
- ④ 当社は社内通報制度を整備し、取締役のコンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を監査役会に通報させる。

(2) 当社の社員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社員等(執行役員及び社員)は就業規則を守り、組織規則に基づいて職務を分担し、権限規則に基づいて職務を執行し、稟議規則に基づいて必要な手続きを採る。
- ② 取締役会は、社内の職務の執行手続きが法令及び定款に適合するよう社内規則を定め、取締役は、社員等が社内規則を遵守して職務を執行するよう、社員等を指導する。
- ③ 監査部長は、内部監査規則に基づいて、社員等の職務の執行が法令、定款及び社内規則に適合しているかを監査し、その結果を代表取締役に報告する。
- ④ 当社は、社内通報制度を整備し、社員等のコンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を業務監査室長に通報させる。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、法令に定める取締役と、専ら業務の執行に携わる執行役員を分け、取締役の職務の執行を効率的に行う体制を確保する。
なお取締役は、執行役員を兼務することができる。
- ② 代表取締役は、原則として毎月一回、取締役会を開催するほか、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規則に基づいて経営にかかわる重要な事項を審議、決定する。
- ③ 代表取締役は、原則として毎月二回、常勤の取締役及び監査役（以下「役員」という）を構成員とする経営会議を開催し、取締役会に上程する重要な事項等について、予め十分に審議を行う。
- ④ 社外取締役は、非業務執行役員連絡会において、取締役会に上程する重要な決議事項等について、予め説明を受ける。
- ⑤ 代表取締役は、原則として毎月一回、グループ会社会議を開催するほか、必要に応じて取締役及び執行役員を含む会議を開催し、取締役と執行役員の連携を確保する。

(4) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社における情報の保存及び管理については、文書規則によるほか、当社が採用する情報セキュリティマネジメントシステム・ISMS(2003年5月認証取得、当社は2007年1月よりISO27001/IEC27001に移行)で定める諸手続きによる。
- ② 総務部は、株主総会及び取締役会の議事録及び資料を作成、保存し、管理する。
- ③ 当社は、その他、取締役が出席する定例会議について事務局を担当する部課を定め、事務局担当部署は、その議事録及び資料を作成、保存し、管理する。

(5) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社は、事業の継続を妨げる危険を広範囲に予測し、それぞれの危機を対象とした管理規則等を定めて損失の発生を回避し、または損失を軽減する。
- ② 実際に危険が発生し、または発生が予見されるときには、各管理規則等に基づいて対策本部を設置するとともに、必要に応じて顧問弁護士等社外の知識を動員して、損失の拡大を防止し最小限にとどめる。

- ③ 各管理規則等は次のとおりであり、今後、必要に応じて随時加除、整備する。
- ・内部通報規則
 - ・内部者取引防止規則
 - ・個人情報保護規則
 - ・特定個人情報保護規則
 - ・大災害対策要綱
 - ・CSP総合システム管理規則
 - ・S21機械警備システム運営要綱
 - ・債権管理要綱
 - ・反社会的勢力対策要綱

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制について
- ア 当社は、経営企画部を子会社管理の担当部署とし、「関係会社管理規則」に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握する。
- イ 子会社の経営上の重要な案件については、当社への合議・承認が必要となる事項として定め、事前に関係書類の提出を求めるなど、協議の上、意思決定を行う。
- ウ 当社は、子会社から業務執行状況及び決算などの財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認する。
- ② 子会社の損失の危険（以下「リスク」という）の管理に関する規則その他の体制について
- 経営企画部は、子会社のリスクをはじめ当社グループ全体のリスクの把握・管理を行う。グループ各社は、重大なリスクが発生した場合には、直ちに当社の総務部長及び経営企画部に報告し、当社は事案に応じた支援を行う。また、グループ各社は、各社ごとにリスク管理体制を整備する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- ア 経営企画部は、子会社の指導・育成の基本方針を立案し、事業及び経営の両面から子会社の指導・支援を実施する。
- イ 経営企画部は、子会社に対し、貸借対照表・損益計算書などの経営内容、予算実績対比等に係る書面の提出及び報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握し、定期的に当社取締役会に報告する。

- ④ 子会社の取締役等及び社員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
- ア 当社役員及び社員等を必要に応じて出向させるとともに、「関係会社管理規則」に基づき子会社の業務を所管する部署と連携し、子会社における法令及び定款に適合するための指導・支援を実施する。
 - イ 当社の監査部は、経営企画部と協力し、「関係会社管理規則」に基づき法令や社内規則等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。
 - ウ 当社の監査役及び会計監査人は、必要に応じてグループ会社各社への調査を行い、また報告を求めることができる。
 - エ 当社は連結子会社を対象とする社内通報制度を整備し、子会社の取締役等のコンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を当社業務監査室長に通報させる。

(7) 当社の監査役職務を補助すべき社員等(以下「監査役スタッフ」という)に関する事項並びに監査役スタッフの当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役会は、監査役会との協議により、監査役スタッフとして必要な能力を備えた必要な人員を、専任または兼務として配置する。
- ② 監査役スタッフの職務については専ら監査役の指揮を受け、属する組織の上長等の指揮権から独立したものとする。
- ③ 監査役スタッフの異動、評価、処遇及び賞罰等人事上の案件については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

(8) 当社の取締役及び社員等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、取締役会及び経営会議等において、社員等は、その他監査役が出席する会議において、定期的または随時に、担当する業務の執行状況を報告する。
- ② 監査役は、取締役会に出席して審議、報告を聴取し意見を述べるほか、経営会議、グループ会社会議、全体支社長会議、賞罰委員会及びその他監査役会が必要と認める会議に、その全体または代表を出席させることができ、またその議事録の提出を求めることができる。
- ③ 当社は、監査役が監査に必要な資料等を閲覧し、写しの提供を受ける環境を整備する。

- ④ 取締役及び社員等は、以下に定める事項が発生または決定したときには、速やかに監査役に報告する。
- ア 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - イ 取締役の職務に関する不正行為及び法令または定款に違反する重大な事実
 - ウ 内部通報制度に基づいて通報された事実
 - エ 公的機関の立ち入り検査及び外部監査等
 - オ 公的機関から受けた行政処分等
 - カ 重要な会計方針の変更及び会計基準の制定、改廃
 - キ 業績及び業績見込みの公表、その他重要な開示事項の内容
 - ク 監査契約の変更
 - ケ 内部統制システムの変更

(9) 子会社の取締役、監査役及び社員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び社員等またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、その他重要な事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役会に報告する。

(10) 子会社の取締役及び監査役並びに社員等、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は「内部通報規則」に準じ、通報窓口が通報・相談の受付、事実確認及び調査等知り得た秘密事項の漏えいを禁止し、漏えいした場合には当社社内規則に従い処分を課す。また、いかなる場合においても、通報窓口への通報・相談者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした場合は、必要でない認められた場合を除き、当社は速やかに当該費用を支払いまたは債務を処理する。

(12) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会と監査役会は、原則として四半期に一回、定例的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力する。
- ② 当社は、監査役と会計監査人及び監査役と監査部の連携を確保して、監査役監査が実効的に行われる環境を整備する。
- ③ 当社は、監査役が監査に必要と認める場合に、社外の専門家(弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等)を活用できることを保証する。
- ④ 当社は、監査役監査が円滑に行われるよう、監査役とグループ会社各社の取締役、監査役及び社員等が情報交換し、意思疎通が図られる環境を整備する。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

第49期事業年度中の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会及び監査役(会)は、法令及び定款に照らし、各規則に基づいて取締役の職務執行を監督または監査しております。
また、取締役の不正に関しては、監査役会へ通報する制度を整備し運用しております。
- ② 当社の社員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役は、社員等(執行役員及び社員)が社内規則を遵守して職務を執行するよう、社員等を指導しております。
監査部長は、社員等の職務の執行が法令及び、定款等に適合しているかを監査し、その結果を代表取締役及び監査役(会)に報告しております。
また、社員の不正に関しては、業務監査室長へ通報する制度を整備し運用しております。
- ③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は、経営会議で、業務の執行ほか取締役会に上程される重要審議事項等を審議し、また、取締役会で、経営にかかわる重要事項を審議、決定しております。
- ④ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会資料の作成、保存及び管理、また、取締役会の議事録、資料の作成、保存及び管理は総務部が行っております。
取締役が出席するその他の定例会議については、事務局を担当する部課を定めて、その議事録及び資料の作成、保存及び管理を行っております。

- ⑤ 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社は、事業の継続を妨げる危険を広範囲に予測し、それぞれの危機を対象とした管理規則等を定めて損失の発生を回避し、または軽減しております。
また、必要に応じて顧問弁護士等社外の知識を動員して損失の拡大防止を図っております。
- ⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社会議を通常毎月1回開催し、グループ会社全体の業務に関する必要な情報の共有並びに、意見交換を通じて意識の疎通を図っております。
また、グループの基本方針に基づくグループ会社各社の体制整備状況・運用状況を確認し、必要に応じて各社を指導するなど、グループ会社の業務の適正の確保に努めております。
- ⑦ 当社の監査役職務を補助すべき社員等(以下「監査役スタッフ」という)に関する事項並びに監査役スタッフの当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役スタッフとして課長級の社員を1名配置しております。
監査役スタッフは、その職務については専ら監査役の指揮を受け、属する上長等の指揮権から独立して監査役の補助業務を実施しております。
- ⑧ 当社の取締役及び社員等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社は、取締役及び社員等から職務の執行状況等に関して、監査役(会)に定期的に報告を行なっているほか、監査役から要請を受けた事項については、随時速やかに報告を行なっております。
- ⑨ 子会社の取締役、監査役及び社員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
常勤の監査役は、⑥に定めるグループ会社会議に出席し報告を受けるほか、主に連結子会社に対する調査を実施し、当該子会社の取締役及び監査役等から報告を受けております。
- ⑩ 子会社の取締役及び監査役並びに社員等、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前項の当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けた事例はありません。
- ⑪ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役(会)に係る各種の職務執行費用につきましては、遅滞無く処理されております。

- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役(会)は定期的または随時に会計監査人、監査部及び社外取締役と、監査結果等に関する情報交換を行っており、監査役(会)は、効率的かつ実効的に監査を実施しております。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力による被害を防止するため、次の事項を反社会的勢力排除に向けた基本方針としております。

- ① 反社会的勢力に対し、毅然とした態度を保持し、一切の関係を遮断する。
- ② 反社会的勢力とは、商品及びサービスの提供その他一切の商取引を行なわない。
- ③ 反社会的勢力による不当要求等に対しては、外部機関と積極的に連携しながら組織として対応し、これを拒絶する。

(整備状況)

当社は、就業規則等の行動規範に反社会的勢力に対する基本方針を明記するとともに、全役員への周知徹底に努めております。

また、総務部を統括部署として、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟するなど、関係機関及び顧問弁護士等との密接な連携により、不当要求が発生した場合に速やかに対処できる体制を構築し、対応方法等について対応マニュアルを整備しております。

さらに、警備請負契約書等の取引契約書に反社会的勢力の関係排除条項を明記し、反社会的勢力との商品及びサービスの提供その他一切の商取引を排除する仕組みを整備しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	30,234,095	流 動 負 債	20,186,637
現金及び預金	15,371,722	買掛金	2,287,427
受取手形及び売掛金	1,310,971	短期借入金	3,185,815
未収警備料	7,323,317	リース負債	732,859
リース投資資産	1,890,681	未払費用	2,665,500
立替金	2,298,355	未払法人税等	878,906
貯蔵品	1,024,615	前受警備料	324,104
その他	1,027,021	預り金	6,073,285
貸倒引当金	△ 12,591	賞与引当金	1,315,631
		役員賞与引当金	76,550
固 定 資 産	31,378,121	資産除去債務	5,631
有 形 固 定 資 産	16,163,329	その他	2,640,924
建物及び構築物	3,982,426	固 定 負 債	10,000,634
警報装置及び運搬具	6,756,687	社債	200,000
土地	3,839,853	長期借入金	4,359,707
リース資産	1,258,281	リース負債	1,864,404
その他	326,081	繰延税金負債	2,515,108
無 形 固 定 資 産	1,337,300	株式給付引当金	34,965
投 資 そ の 他 の 資 産	13,877,490	退職給付に係る負債	319,878
投資有価証券	11,528,920	資産除去債務	228,617
敷金及び保証金	942,513	その他	477,952
繰延税金資産	187,238	負 債 合 計	30,187,271
退職給付に係る資産	953,841	純 資 産 の 部	
その他	305,325	株 主 資 本	25,307,182
貸倒引当金	△ 40,349	資 本 金	2,924,000
資 産 合 計	61,612,217	資 本 剰 余 金	3,006,190
		利 益 剰 余 金	19,744,120
		自 己 株 式	△ 367,129
		その他の包括利益累計額	4,098,844
		その他有価証券評価差額金	3,845,984
		退職給付に係る調整累計額	252,859
		非支配株主持分	2,018,919
		純 資 産 合 計	31,424,945
		負 債 純 資 産 合 計	61,612,217

連結損益計算書
(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	67,443,224
売上原価	52,716,606
売上総利益	14,726,617
販売費及び一般管理費	10,141,845
営業利益	4,584,771
営業外収益	
受取利息及び配当金	323,583
受取保険金	117,307
その他	112,161
営業外費用	
支払利息	99,542
支払手数料	4,505
その他	47,609
経常利益	4,986,167
特別利益	
固定資産売却益	653
投資有価証券売却益	133,033
特別損失	
固定資産除売却損失	31,779
減損	99,551
税金等調整前当期純利益	4,988,522
法人税、住民税及び事業税	1,526,465
法人税等調整額	115,602
当期純利益	3,346,454
非支配株主に帰属する当期純利益	218,245
親会社株主に帰属する当期純利益	3,128,208

連結株主資本等変動計算書
(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,924,000	3,006,190	17,200,897	△365,903	22,765,184
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△584,985		△584,985
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,128,208		3,128,208
自 己 株 式 の 取 得				△1,226	△1,226
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,543,223	△1,226	2,541,997
当 期 末 残 高	2,924,000	3,006,190	19,744,120	△367,129	25,307,182

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当 期 首 残 高	3,099,624	145,450	3,245,074	1,859,633	27,869,893
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△584,985
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					3,128,208
自 己 株 式 の 取 得					△1,226
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	746,360	107,408	853,769	159,285	1,013,055
当 期 変 動 額 合 計	746,360	107,408	853,769	159,285	3,555,052
当 期 末 残 高	3,845,984	252,859	4,098,844	2,018,919	31,424,945

計算書類

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	22,587,902	流動負債	16,426,457
現金及び預金	10,051,592	買掛金	2,223,940
受取手形	59,649	短期借入金	2,581,000
未収警備料	6,133,139	未払費用	717,653
売掛金	868,538	未払法人税等	1,790,861
リース投資資産	1,717,366	未受警備料	557,519
貯蔵品	764,066	前払受取引当金	274,210
立替金	1,467,079	賞与引当金	5,087,845
預け金	884,345	賞与引当金	1,059,100
その他の金	650,512	賞与引当金	52,000
貸倒引当金	△8,388	賞与引当金	5,631
固定資産	26,649,976	賞与引当金	2,076,694
有形固定資産	9,537,050	固定負債	7,646,781
建物	1,293,745	長期借入金	2,802,500
警報装置	6,260,100	繰上り借入金	1,842,046
土地	510,687	繰上り延税負債	2,387,376
リース資産	1,221,104	株式給付引当金	34,965
その他の	251,412	職給付引当金	146,140
無形固定資産	1,088,285	資産除の	207,310
ソフトウェア	888,599	株退資の	226,443
その他の	199,685	負債合計	24,073,239
投資その他の資産	16,024,641	純資産の部	
投資有価証券	11,292,843	株主資本	21,322,222
関係会社株式	3,159,774	資本金	2,924,000
敷金及び保証金	877,978	資本剰余金	2,993,018
前払年金費用	554,640	資本準備金	2,781,500
その他の	178,753	その他の資本剰余金	211,518
貸倒引当金	△39,349	利益剰余金	15,772,333
資産合計	49,237,879	利益準備金	236,500
		その他の利益剰余金	15,535,833
		別途積立金	2,865,000
		繰越利益剰余金	12,670,833
		自己株式	△367,129
		評価・換算差額等	3,842,418
		その他有価証券評価差額金	3,842,418
		純資産合計	25,164,640
		負債純資産合計	49,237,879

損益計算書
(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	54,656,416
売上原価	43,566,190
売上総利益	11,090,226
販売費及び一般管理費	7,929,158
営業利益	3,161,067
営業外収益	
受取利息及び配当金	520,959
受取保険金	61,094
その他の	49,624
営業外費用	
支払利息	73,316
支払手数料	2,852
その他	36,611
経常利益	3,679,966
特別利益	
固定資産売却益	646
投資有価証券売却益	133,033
関係会社株式売却益	5,879
特別損失	
固定資産除売却損失	30,926
減損	283,074
税引前当期純利益	3,505,524
法人税、住民税及び事業税	979,166
法人税等調整額	49,276
当期純利益	2,477,081

株主資本等変動計算書
(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資 本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金	
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	2,924,000	2,781,500	211,518	2,993,018	236,500	2,865,000	10,778,736
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△584,985
当 期 純 利 益							2,477,081
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	1,892,096
当 期 末 残 高	2,924,000	2,781,500	211,518	2,993,018	236,500	2,865,000	12,670,833

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合 計	自 己 株 式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	13,880,236	△365,903	19,431,351	3,084,542	3,084,542	22,515,894
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△584,985		△584,985			△584,985
当 期 純 利 益	2,477,081		2,477,081			2,477,081
自 己 株 式 の 取 得		△1,226	△1,226			△1,226
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				757,875	757,875	757,875
当 期 変 動 額 合 計	1,892,096	△1,226	1,890,870	757,875	757,875	2,648,745
当 期 末 残 高	15,772,333	△367,129	21,322,222	3,842,418	3,842,418	25,164,640

独立監査人の監査報告書

2021年4月16日

セントラル警備保障株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 中 康 宏 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 馬 淵 直 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラル警備保障株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日まで連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラル警備保障株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月16日

セントラル警備保障株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 中 康 宏 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 馬 淵 直 樹 ㊤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラル警備保障株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づいて審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準等に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図って、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

ア 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、グループ会社に関わる重要な会議に出席し、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。なお、新型コロナウイルス感染症対策として一部監査等にWeb会議システムを利用して行いました。

これらの監査の実施状況及び結果については、適宜監査役会に報告をし、他の監査役と意思疎通及び情報の共有を図り、適正な監査意見の形成に努めました。

イ 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視し検証いたしました。

ウ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、期中に必要なに応じて会計監査人の監査に立ち会うとともに、監査活動の状況と結果について報告を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法及び結果に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

ウ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月23日

セントラル警備保障株式会社
監査役会

常任監査役(常勤) 田端 智明 印

監査役(社外監査役) 後藤 啓二 印

監査役(社外監査役) 伊藤 敦子 印

監査役(社外監査役) 宮田 泰平 印

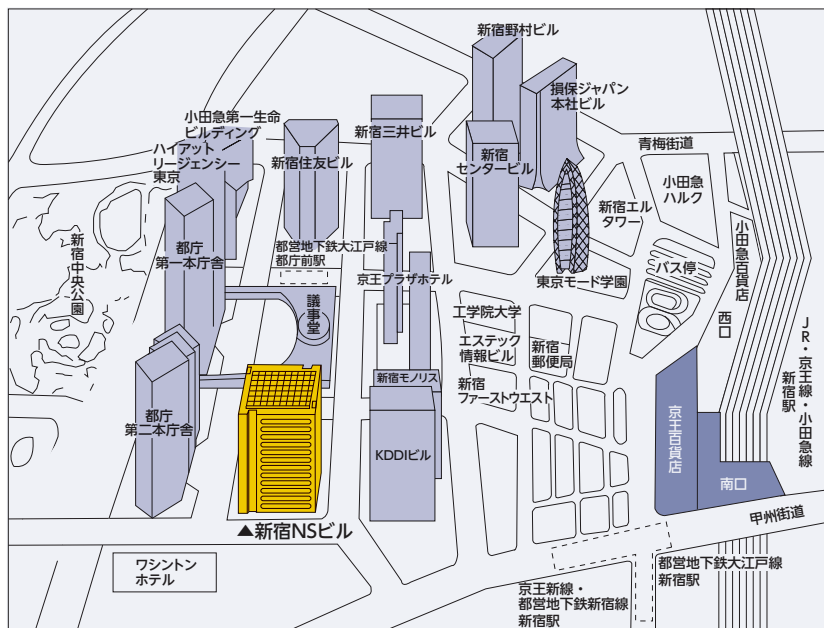
第49回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

新宿NSビル 30階NSスカイカンファレンス ホールA・B

※受付は9:00より開始いたします。

※新宿NSビル30階へは1階北側よりスカイエレベーター（展望エレベーター）をご利用ください。



交通：●JR（山手線・中央線・総武線・埼京線）

●京王線 ●小田急線

各新宿駅「南口・西口」より徒歩約10分

●都営地下鉄（新宿線）・京王新線新宿駅「新都心口」より徒歩約5分

●東京メトロ（丸ノ内線）・西武（新宿線）各新宿駅より徒歩約15分

●都営地下鉄（大江戸線）・都庁前駅A3出口より徒歩約5分

※駐車場のご用意はいたしておりません。ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場において、新型コロナウイルス感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
また、株主総会ご出席株主の皆さまへのお土産はご用意いたしておりません。
何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

セントラル警備保障株式会社

〒163-0831 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビルTEL.03-3344-1711（代）



読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。